

役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 学校法人聖学院（以下「本法人」という。）の理事、監事、評議員及び顧問（寄附行為第78条の顧問をいう。）（以下「役員等」と総称する。）の報酬については、この規程の定めるところによる。

2 会計監査人の報酬については、寄附行為第62条第2項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部理事	私立学校法第31条第4項第2号の理事並びに選任の際現に本法人の理事及び教職員のいずれでもない理事をいう。
(2) 外部理事A	外部理事のうち、次号の外部理事Bに該当しない理事をいう。
(3) 外部理事B	外部理事のうち、就任以前において次のいずれかの経歴を有する理事をいう。 ①本法人の理事、監事、評議員又は顧問 ②本法人の本務教職員 ③本法人との間で顧問契約関係、コンサルティング契約関係又はこれらに類する関係の下にある法律、経営その他の分野の専門家
(4) 内部理事	本法人又は子法人との間で現に雇用契約関係にある理事をいう。
(5) 内部理事A	内部理事のうち、次号の内部理事Bに該当しない理事をいう。
(6) 内部理事B	内部理事のうち、現に本法人の本務教職員である理事をいう。
(7) 評議員A	評議員のうち、本法人との間で現に雇用契約関係にない評議員をいう。
(8) 評議員B	評議員のうち、現に本法人の非常勤教職員である評議員をいう。
(9) 評議員C	評議員のうち、現に本法人の本務教職員である評議員をいう。

(報酬)

第3条 本法人の役員等の報酬は、年俸制とし、その出席すべき会議の開催頻度にかかわらず、次のとおりとする。

外部理事A	3,000,000円
外部理事B	1,200,000円
内部理事A	600,000円
内部理事B	なし
監事	480,000円
評議員A	240,000円
評議員B	120,000円
評議員C	なし
顧問	360,000円

2 報酬の支給は、前項の年俸額を12で除した金額を、毎月21日（金融機関の休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日）に指定の銀行口座に振り込むことにより行う。

- 3 役員等の就任の日がある年度の定時評議員会の終結の日の翌日であり、かつ、退任の日が後の年度の定時評議員会の終結の日である場合にあっては、その在任期間は1か年の倍数であるものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 前項の場合を除くほか、役員等の在任期間に1か月未満の期間が生じた場合において、当該期間の報酬については、第2項の金額の満額を支給するものとする。

(理事長手当)

第4条 理事のうち理事長に対しては、前条第1項の報酬の他に、理事長手当として年額3,000,000円を支給する。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の理事長手当について準用する。

(代表業務執行理事手当・業務執行理事手当)

第5条 本法人に代表業務執行理事又は業務執行理事を置く場合にあっては、当該の理事に対し、第3条第1項の報酬の他に、次の手当を支給する。

代表業務執行理事	年額1,440,000円
業務執行理事	年額1,200,000円

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の代表業務執行理事手当及び業務執行理事手当について準用する。

(費用の精算)

第6条 役員等が、その職務のために交通費その他の費用を支出したときは、請求に基づき、その実費を精算する。

- 2 役員等が職務のために出張した場合の旅費の精算については、「聖学院大学旅費規程」を準用する。

(賞与及び退職金の不支給)

第7条 役員等に対する賞与及び退職金の支給は、行わないものとする。

(改正手続)

第8条 この規程の改正は、寄附行為第34条第3項第4号の定めるところにより、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、2012年4月1日から施行する。
- 2 「役員報酬内規」(1987年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程の一部改正(規程形式の変更、非常勤役員の報酬関係、顧問関係ほか)は、2023年5月29日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、2025年7月1日から施行する。
2. 前項の改正に伴い、「評議員退任時の記念品贈呈に関する内規」(2012年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程の一部改正(第4条及び第5条関係)は、2025年9月29日から施行し、同年9月1日から遡及適用する。